

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 退職給与引当金と9月中間決算

Q : 当社は3月決算法人です。平成15年3月期からは退職給与引当金が廃止になり、当年度は10分の3を取り崩さなければならないとのことですが、当期にかかる中間決算(平成14年9月30日)を仮決算で行う場合、例えば10分の3のさらに半分の退職給与引当金を取り崩す必要があるのでしょうか。

A : 取り崩しは不要とされています。平成14年9月に終了する事業年度について適用される法令に従っていただいて問題ないと思われまます。

【解説】

平成14年の改正で、平成15年3月31日以後に終了する事業年度から退職給与引当金が廃止になり、順次取り崩すこととされました。そこで、平成15年3月期にかかる中間決算ではどういう取扱いになるのかという疑問の声があがっていましたが、課税当局は「取り崩しは不要です」としています。

これは、仮決算による中間決算を行う場合、上半期(平成14年4~9月)を一事業年度とみなして計算しますから、半年決算法人の平成14年9月30日に終了する事業年度と同様に取扱うこととしたわけです。

なお、平成15年3月31日以後に終了する事業年度からは、①受取配当等の益金不算入を適用する際の不算入割合の引き下げ(80%から原則として50%へ)、②旧特別修繕引当金の廃止(経過措置の終了)、の2点も改正されますが、これらも退職給与引当金と同様に取扱うこととなります。

